

上越市告示第496号

上越市景観条例（平成12年上越市条例第2号）第10条第1項の規定により、景観づくり重点区域を指定したので、同条例第12条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月1日

上越市長 小菅淳一

1 景観づくり重点区域の名称

大町五丁目地区

2 景観づくり重点区域の範囲

上越市大町五丁目

3 景観づくり重点区域における景観づくり地区計画の内容

上越市景観計画に記載の通り